

市町村合併 を考える



六月二十一日、鳥取市議会に「市町村合併に関する調査特別委員会」（田中英教委員長ほか十四名）が設置されました。竹内市長は、さっそく合併の枠組み（組み合せ）協議の進め方について話し合いを行い、次の事項が合意されました。

合意事項

法定合併協議会の設置方式は、「鳥取市と岩美郡の町村」、「鳥取市と八頭郡の町村」および「鳥取市と気高郡の町」の郡単位を基本とした複数の協議会を設ける「個別設置型」（編入合併方式）とする。

枠組み方針を決定するため、郡単位で鳥取市と各郡の町村長および議会の代表者などで構成する「市町村合併枠組み協議合同会議」を開催する。

法定合併協議会の設置型別の事例と特色

設置型	事例	特色
個別設置型 (協議会を複数設置する場合)	熊本市地域（平成元年10月設置、平成3年2月合併） 熊本市と4町で個別に4つの法定合併協議会を設置 福山市地域（平成14年1月設置、平成15年2月合併目標） 福山市と2町で個別に2つの法定合併協議会を設置 呉市地域（設置時期、合併目標とも別々） 呉市と8町で個別に7つの法定あるいは任意合併協議会を設置	各市町村の住民等の合意形成の状況に応じて合併協議会の設置ができる。 仮に1つの協議会の協議が整わない場合でも、協議が整ったところとの合併特例法期限内の合併が可能。 合併後のまちづくり計画の策定が協議会ごとの作業となる。 編入合併方式となる。
共同設置型 (協議会を全部の市町村で1つ設置する場合)	唐津市地域（平成14年7月設置、平成16年10月合併目標） 唐津市と7町2村で法定合併協議会を1つ設置	住民等の合意形成が進んでいない市町村に合わせるため、合併協議会の設置が遅れるおそれがある。 協議会を構成する市町村の間で協議が整わない事項がある場合、合併特例法期限内の合併が不可能になるおそれがある。 合併後のまちづくり計画の策定が一つの協議会の作業で済む。 新設または編入合併方式となる。

新設合併.....2つ以上の市町村が合併し、新しい町や市を創ること
編入合併.....市町村の一部、または全部を他の市町村に編入すること

第2回東部地域市町村合併世話人会を開催

6月22日、東部地域市町村合併世話人会が開催され、上記の合意事項に基づく合併の枠組み協議の進め方やスケジュールなどが確認されました。

合併特例法期限内の合併をにらんだスケジュール

時期	内容
8月（上旬）	東部地域市町村合併世話人会（第3回）開催 （合併の枠組み議論ほか）
（先行グループ） 8月	「市町村合併枠組み協議合同会議」を郡単位で開催（合併の枠組み方針の決定）
9月	市町村議会の9月定例会に法定協議会設置議案を提出
10月	法定協議会の設置（合併協議開始）
（最終グループ） 11月	「市町村合併枠組み協議合同会議」を郡単位で開催（合併の枠組み方針の決定）
12月	市町村議会の12月定例会に法定協議会設置議案を提出
1月	法定協議会の設置（合併協議開始）

東部14町村との合併枠組み協議の進め方